

# 日本保健医療福祉連携教育学会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

### 第1条

本会 は、日 本 保 健 医 療 福 祉 連 携 教 育 学 会 (Japan Association for Interprofessional Education) と称する。

(事務局の所在地)

### 第2条

本会の事務局は、理事長の所属する大学、施設等の中に設置する。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

### 第3条

本会は、保健医療福祉各分野の連携に基づく教育・研究と実践を推進し、わが国における健康で豊かな長寿社会の発展に寄与するとともに、会員相互の資質の向上と交流を図ることを目的とする。

(事 業)

### 第4条

本会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 学術交流を目的とする学術集会の開催
- (2) 会誌等の発行
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(会 員)

### 第5条

本会の会員は、正会員、名誉会員、施設会員、グループ会員および賛助会員とし、新たに入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出の上、理事会の承認を得るものとする。

2 本会に名誉会員を置くことができる。

(会員の権利)

#### 第6条

正会員は総会において議決に参加することができる。

2 正会員、名誉会員、施設会員およびグループ会員は、研究を学術集会、学術講演会で発表、講演することができる。

3 会員は本会の発行する機関誌に投稿することができる。

(正会員)

#### 第7条

本会の目的に賛同し、理事会が承認した者で当該年度の会費を納入した者を正会員とする。

(施設会員およびグループ会員)

#### 第8条

本会の目的に賛同し、理事会が承認した保健医療福祉関連施設のうち、当該年度の会費を納入した施設に所属する者を施設会員とする。ただし、大学等、教育養成施設は施設会員としない。

2 本会の目的に賛同し、理事会が承認した保健医療福祉関連グループのうち、当該年度の会費を納入したグループに所属する者をグループ会員とする。

(賛助会員)

#### 第9条

本会の事業に所定の財政的援助をした個人または団体を賛助会員とする。なお、年間の財政的援助金の額は、理事会でこれを定める。入会の付記は会則第7条にならう。

(名誉会員)

#### 第10条

名誉会員の称号は、次の各号のうち、いずれかを満たす者について推戴し、授与する。

(1) 国内、国外を問わず保健医療福祉連携教育学の進歩または本会の発展に多大な貢献をなした者

(2) 本会理事長または学術集会会長に就任した経験のある者

2 名誉会員は、会費が免除され、理事会に出席して発言することができるものとする。ただし、理事会における議決権は有しない。さらに、役員選挙における選挙権および被選挙権を有しない。

( 会 員 資 格 の 喪 失 )

第 1 1 条

会 員 は、次 の 各 号 の い ず れ か の 事 由 に よ っ て そ の 資 格 を 喪 失 す る。

- ( 1 ) 退 会 し た と き
- ( 2 ) 死 亡 し、も し く は 失 踪 宣 告 を 受 け ま た は 法 人 で あ る 会 員 が 解 散 し た と き
- ( 3 ) 会 費 を 2 年 以 上 滞 納 し た と き
- ( 4 ) 除 名 さ れ た と き

( 退 会 )

第 1 2 条

退 会 を 希 望 す る 会 員 は、理 由 を 付 し て 退 会 届 を 事 務 局 に 提 出 し、理 事 会 の 承 認 を 受 け な け れ ば な ら ない。

( 除 名 )

第 1 3 条

会 員 が 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る と き は、総 会 の 議 決 を 経 て、理 事 長 は こ れ を 除 名 す る こ と が で き る。た だ し、こ の 場 合、議 決 す る 前 に 総 会 に お い て 当 該 会 員 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば な ら ない。

- ( 1 ) 本 会 の 名 誉 を 傷 つ け ま た は 本 会 の 目 的 に 反 す る 行 為 が あ っ た と き
- ( 2 ) 本 会 会 員 と し て の 義 務 に 違 反 し た と き
- ( 3 ) そ の 他、除 名 す べ き 正 当 な 事 由 が あ る と き

## 第 4 章 役 員

( 役 員 )

第 1 4 条

本 会 の 運 営 の た め、次 の 各 号 に 該 当 す る 役 員 を 置 く。な お、役 員 は 役 員 選 出 規 程 に 基 づ い て 選 出 す る。

- ( 1 ) 理 事 長 1 名
- ( 2 ) 副 理 事 長 3 名 以 内
- ( 3 ) 常 任 理 事 1 0 名 以 内
- ( 4 ) 事 務 局 長 1 名
- ( 5 ) 理 事 2 0 名 以 内 ( 理 事 長、副 理 事 長、常 任 理 事 お よ び 事 務 局 長 を 含 む )
- ( 6 ) 監 事 2 名
- ( 7 ) 顧 問 若 干 名

(理事)

第15条

理事は、正会員の互選によって選出され、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(理事長)

第16条

理事長は、理事会における理事の互選によって選出され、本会を代表して会務を統括する。

(副理事長)

第17条

副理事長は、理事長による会務の統括を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

2 副理事長は、理事のなかから理事長が指名して選任する。

(常任理事)

第18条

常任理事は、理事会によって選出され、理事長を補佐して会務を執行する。

(監事)

第19条

監事は、理事会の推薦を受け、本会の会計および事業を監査する。なお、監事は理事を兼ねることができず、理事会での議決権を有しないものとする。

(事務局)

第20条

本会に事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置く。

3 事務局長は、理事会によって選出され、理事長の指示により本会の日常的業務を処理する。

4 事務局には、理事会の承認を得て事務局員および嘱託職員を置くことができる。なお、事務局員および嘱託職員は有給とすることができる。

( 顧 問 )

第 2 1 条

本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により理事会が委託する。

3 顧問は、本会の運営に関して理事会の諮問に答え、または理事会に対して意見を述べることができる。

( 役員 の 任 期 )

第 2 2 条

役員 の 任 期 は、選 任 さ れ た 総 会 の 翌 日 か ら 3 年 後 の 総 会 当 日 ま で と し、再 任 を 妨 げ な い。

第 5 章 会 議 お よ び 委 員 会

( 会 議 )

第 2 3 条

本会の会議は、総会、理事会および常任理事会とする。

2 本会の運営に関する最高議決機関は、正会員をもって組織する総会とする。なお、総会は毎年最低1回、理事長が招集して開催する。3 総会の議長は理事長が務め、書記は事務局が担当する。

4 理事会は、年1回以上理事長が招集し、会務執行に関する事項を審議する。なお、理事会は、過半数の理事の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状の提出にて出席に代えることができる。

5 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事および事務局長をもって構成し、必要に応じて理事長が招集する。

( 委 員 会 )

第 2 4 条

本会の事業を遂行するため、総務委員会他、必要な委員会を置く。

2 委員会の設置は理事会の決議を経て定めるものとする。

3 委員会に関する規程は別に定める。

( 決 議 )

第 2 5 条

理事会および総会における決議は、出席した理事または正会員の議決権の過半数をもって行う。

## 第6章 学術集会

(学術集会)

### 第26条

学術集会は、学術集会長が主催して開催する。

- 2 学術集会の運営は、学術集会長の裁量のもとで組織される。
- 3 学術集会の講演資料は会誌に掲載することができる。

(学術集会長)

### 第27条

学術集会長は、正会員から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 学術集会長の任期は、前年に開催された学術集会の翌日から担当学術集会開催日までとする。

## 第7章 財務会計

(会計年度)

### 第28条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

### 第29条

本会の経費は、会費、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(年会費)

### 第30条

本会の年会費は、以下の各号の通りとする。

- |            |           |
|------------|-----------|
| (1) 正会員    | 7,000円    |
| (2) 施設会員   | 10,000円   |
| (3) グループ会員 | 10,000円   |
| (4) 賛助会員   | 一口50,000円 |

(会費の納入)

### 第31条

前条の各号に示した本会会員は、毎年度定められた期日までに会費を納入しなければならない。

(開示)

### 第32条

本会の年度事業計画および収支予算、年度事業報告および収支決算は、総会、広報等を通じて、すべての会員に開示されなければならない。なお、会員は、開示された内容に対して異議を申し立てることができる。

## 第8章 会則変更

(会則の変更)

### 第33条

会則の変更は、理事会での議決を経たのち、総会に出席した正会員の過半数の同意を必要とする。

## 第9章 付則

(規程、細則等)

### 第34条

本会は、本会則のほか、規程、細則等を別に定めることができる。なお、規程、細則等は、理事会においてこれを定める。

- 2 本会則は、平成20年11月30日から施行する。
- 3 本会則を変更し、平成21年10月11日から施行する。
- 4 削除
- 5 本会則を変更し、平成25年2月8日から施行する。
- 6 本会則を変更し、平成26年6月21日から施行する。
- 7 本会則を変更し、平成30年3月31日から施行する。
- 8 本会則を変更し、令和6年5月26日から施行する。